

## 事実婚による債権防止のチェック事項

下記の項目を読んで、該当する方にチェックしてください。

はい      いいえ

- 異性と生活をともにしている（住民票上異動がない場合であっても、生計をともにしている場合を含む）
  
- 交際している異性が定期的に訪問してくる
  
- 生活費の補助を受けている
  
- 交際している異性の扶養に入っている

### 【事実婚とは】

児童扶養手当は、母がいわゆる事実婚をしている場合には支給されない。

これは、母が事実婚をしている場合に実質上の父が存在し、児童はその者から扶養を受けることができるので、本手当を支給する必要性が存在しないからである。

例えば、未婚の母の受給者が妻子ある男性と同居している等、いわゆる内縁関係にある場合であって、当事者の関係が民法に規定する重婚の禁止、近親者の制限、直系姻族間の婚姻の禁止又は養親子間の婚姻の禁止のいずれかの規定に抵触する場合であっても、事実婚は成立するものであること。

従って、当事者間に社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在しておれば、それ以外の要素については一切考慮することなく、事実婚が成立しているものとして取り扱う。

また、事実婚は、原則として同居していることを要件とするが、ひんぱんに定期的な訪問（月1回程度の訪問では事実婚と認められない。）があり、かつ、定期的に生計費の補助を受けている場合には同居していなくとも事実婚が成立しているものとして取り扱う。

（父の場合も同様とする）

私は上記のとおり、事実婚となる状況にはないと誓い、事実婚となった場合または婚姻した場合は速やかに届出を行うと約束します。

令和      年      月      日

受給者氏名 \_\_\_\_\_ 印